

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（405）
2. 日時：令和4年10月28日 13時30分～15時00分
15時10分～15時40分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、
秋本安全審査官、小野安全審査官、大塚安全審査官、
上田審査チーム員、長江技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他6名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）※、他6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第10条 誤操作の防止（DB10 r. 5. 0）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第10条 誤操作の防止（DB10-9 r. 5. 0）
- （3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第11条 安全避難通路等（DB11 r. 5. 0）
- （4）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第11条 安全避難通路等（DB11-9 r. 5. 0）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	それでは、北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可申請の、
0:00:07	本日は、第10条誤操作の防止と、
0:00:10	第11条安全避難通路等に係るヒアリングを開始します。
0:00:15	それではまず十条の方から説明の方をお願いします。
0:00:20	はい、北海道電力の堤です。布田十条のご説明させていただきます。主に比較表の方を使って説明させていただきます。
0:00:28	1枚表紙めくっていただきまして比較評価結果等を取りまとめた資料というところでございますが、
0:00:34	今回前回からの変更点をですね黄色マーカールでお示ししております。
0:00:40	でまとめ資料の記載充実を行った箇所としまして前回からの変更点に2点ございますまして、女川、女川の
0:00:49	比較結果反映その2点、追加してございまして、黄色のAとですね、1-2のBポツの2ポツ目からになりますけども、銘板による識別という記載を追加してございます。
0:01:00	それから3ポツ目中央制御室の床下フロアケーブルダクトの消火設備の記載も追加してございます。
0:01:07	その他にもですね、記載の安定した適正化ということで、女川2の翁長の記載を参考にですね、記載を変更してるところ多々ございますけども、主なものとしてこの2点、
0:01:17	記載させていただいております。設置許可の本文テンパチ
0:01:21	のですね、記載に影響があるところというところでのこの2点、記載ございます。
0:01:27	また当社が自主的に変更したのものとして1件、こちらの中央制御室の地震発生時の対応についてという資料を追加してございます。こちらはですね、主盤のデスク部に、
0:01:39	掴まれるっていうことを、写真等で説明したものでございまして、
0:01:43	先日の審査会合のご指摘を、
0:01:46	踏まえまして、手すりの設置については、
0:01:49	す。操作性への影響も含めた検討をこれから行って参りますので、検討後に改めて説明させていただきます。こちらの資料については、
0:02:02	手数料をつけないという前提での記載の資料となっておりますけども、
0:02:06	こちらの検討させていただきたいと思っております。
0:02:10	ですので以降の資料もですね、すべて手すりをつけない前提での記載となっておりますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:16	そちらについては検討の上改めてご説明させていただきますので、逐一触れずにですね1回、今回は行かせていただきたいと思います。
0:02:30	それでは10-1ページ、お願いいたします。
0:02:37	まず色の識別のルールですけれども、
0:02:42	前回までは大井と泊の色識別を行ってございましたが、今回から女川の方にもしっかりと識別をしてございます。
0:02:50	大井の欄は、泊との採用識別してます。女川の欄は、泊との採用識別してます。泊の欄についてはですね、
0:02:59	こちらの伊東、女川と両方の識別をしてしまうと、
0:03:03	多いとは、
0:03:06	緑なんだけど、女川とは、赤とかですね。
0:03:09	同じ緑の記載がずっと続いてるんですけどここまでは大飯でここからが女川みたいなのが、
0:03:16	発生した場合ですねかなり見づらい資料なってしまいますので、
0:03:19	今回女川との採用、泊のほうには記載しております。こちらの流れなんだのは、記載の適正化という観点で、軸足を中心に置いて修正を行っておりますので、
0:03:30	衛藤長尾との識別を行っております。
0:03:34	場合によってですね、女川の記載がない。
0:03:37	久世大井だけ記載があると。
0:03:39	いった場所がございませぬどもそちらについては大井と仕切りとすること、別途
0:03:45	そういった識別を行っておりますので、後程ご説明させていただきます。
0:03:51	こちらの、
0:03:54	下の2ポツ以降ですね。
0:03:56	の資料構成ですけれども、
0:04:00	今回の女川の資料構成に合わせて全体見直しをしております。
0:04:06	それに伴いまして、大飯34号炉との資料構成とは、合わなくなってますので、
0:04:15	大井の方の資料を、
0:04:17	記載の位置を入れ替えることで、比較を行っております。
0:04:21	主にはこういう項目の順番で並べているんですけども、
0:04:25	なかなかこれだけではうまくいかなくてですね、もっと小さい項目単位ですとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:30	その記載単位で抜粋をすることで、記載箇所を入れ替えを行いまして、
0:04:35	同様の
0:04:37	と同等の場所。
0:04:39	内容が書いてあるところにてできるだけ並べるようにして比較を行っております。
0:04:47	はい。10-3 ページお願いいたします。
0:04:53	こちら側の女川には記載がなくて、衛藤大井に記載があるという、例なんですけども、
0:04:59	まずIDのところですね、
0:05:02	記載充実、充実のため、予算書している識別するということで、以降については記載充実を参照という記載をいたしまして、これを記載している箇所については、泊の欄は大井と野呂識別をしていると。
0:05:16	ということになります。
0:05:20	それでは、
0:05:22	細かい内容の説明をさせていただきます。10-5 ページお願いいたします。
0:05:30	真ん中の1.3項のところですね、これは少し下に進んでいきましてかっこいい、誤操作の防止ということで、
0:05:38	2行目のところの右端です。
0:05:41	こちらのところ、当初は経費負担を、
0:05:43	掲示普段法律による識別と書いてございましたけども、メンバーによる識別ということで変更してございます。
0:05:56	10-7 ページをお願いいたします。
0:06:02	こちらの上部の若井記載については別の話ですので割愛させていただきます。
0:06:09	下の欄ですね、1.1. 5.2、
0:06:13	管理警報装置というところですが、こちらの泊の既許可にはない記載でございまして、今回既許可にないものについても、前項の記載を確認して、必要なものを反映するというので、記載を追加してございます。
0:06:28	10-8 ページをお願いいたします。
0:06:34	10条の適合性説明の中の第1項についてですけども、
0:06:38	大飯、女川は、操作器具という記載がありますけども、こちらの器具という言葉がですね、
0:06:44	ハードウェアを連想させるものでして、
0:06:48	泊発電所については新型中央制御盤ということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:53	ハードウェアの操作器のほかに、ディスプレイで表示するソフトウェアの操作器というものがございます。
0:07:00	そのためですね、こちらの記載は、操作器と記載させていただいてございまして、この記載はですね、当社泊3号機と、
0:07:08	あと3号炉と同様の新型中央整合性を採用しております高浜12号炉、
0:07:14	美浜3号炉の記載を参照としたものでございます。
0:07:24	10-9ページお願いいたします。
0:07:28	上の方の赤字の部分ですね、こちらも同様でして、
0:07:33	大井の方は、盤面機器、女川の方は盤面器具と書いてますけども、玉井3号炉は盤面器具及び盤面表示という記載にしてございます。こちらも
0:07:43	高浜12号炉、美浜3号炉参照したものです。
0:07:47	高浜と美浜はですね、盤面と大井と同様の盤面機器及び盤面表示という記載になってますけども、
0:07:55	泊3号については、その盤面基金の方は、この女川に合わせてまして盤面器具とさせていただきまして、
0:08:01	盤面器具及び盤面表示という記載にしております。
0:08:05	これ盤面器具というのは、ハードウェアのものでして、
0:08:09	何を指しているかといいますと、タッチディスプレイ本体、
0:08:13	ですねと、あとハードウェアの操作器等、そういったものを指してございます。
0:08:18	一方で盤面表示というのは、
0:08:21	ディスプレイの中に表示する操作器等、そういったものをさせていただきます。
0:08:29	後段の方に行きますと、操作器具を名和のところは操作器具と書いてあるところは、先ほど同様に、山荘先というふうに記載してございまして、
0:08:39	こちら操作機っていうのはハードウェアの操作器と、
0:08:42	ソフトウェアの礎石を指してございます。
0:08:51	はい。10-11ページをお願いいたします。
0:08:58	上段のところ、の記載ですけれども、こちらの中央制御室床下の、
0:09:04	フロアケーブルダクト等
0:09:06	泊3号4でございまして、その中のガス
0:09:10	ガス消火設備の記載を追加してございます。
0:09:18	10-12ページお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:24	外部電源喪失時の対応としまして、藤、女川と、泊のところ赤字で記載してる部分がございます。ちょっとこちらですねいろんな色の識別、
0:09:35	申し上げません間違えてございまして、
0:09:37	族リース女川の造り正面県非常用照明、
0:09:42	及び直流照明ですね、泊の方は無停電運転保安灯及び可搬型照明でして、
0:09:48	女川の直流照明と、泊の無停電運転保安灯こちら緑で塗ってございますけども、こちら、赤が正しかった。
0:09:56	ということで、申し訳ございません訂正させていただきます。
0:10:00	設備構成としまして、この女川の直流照明兼非常用照明灯、直流照明というのは、
0:10:07	非常用の蓄電池から給電される設備構成になってます。一方で泊の無停電運転保安灯は、照明内蔵している蓄電池からの給電でございまして、設備構成の違いが、
0:10:18	ございましたので、そのように訂正させていただきます。
0:10:21	あとですね、いずれにしてもですね、全交流動力電源喪失時、
0:10:27	2、蓄電池からの給電による照明を確保するという
0:10:34	設計については、
0:10:35	そうじゃございません。
0:10:37	こちらはですねこの後、ご説明させていただく、11条の方でもご説明させていただきます内容となっております。
0:10:55	はい。
0:10:58	10-14ページお願いいたします。
0:11:06	こちらも既許可の記載にはなるんですけども、
0:11:10	女川のですねまとめ資料のところには記載がございませんでして、こちら比較するためにですね設置許可、
0:11:19	の記載を基礎転記してございます。
0:11:22	内容を確認いたしまして、江藤、
0:11:27	女川大井泊と、内容を比較いたしまして、
0:11:30	大体どんなものを行っているとかですねそういったことについては、記載がより適切なものを、
0:11:37	選択することをしております。
0:11:39	例えばですね一番元の、
0:11:43	段落ですけども、こちらの
0:11:50	大井とですね泊はですねこの中央制御室を設け、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:55	同室内に中央制御盤も、
0:11:57	きっちりと中央制御室を設けて中央制御盤を設けるという記載になります。
0:12:02	でもそういった記載があることで泊と大井の記載の方が充実しているということで、
0:12:07	また泊と大井の記載ってのは大体同等ですので、泊の記載を採用するというで選んでおります。
0:12:13	また一方で、この次のパラグラフですけども、
0:12:17	こちらはですね泊の既許可の記載から、
0:12:19	女川の記載の方に記載を適正化してございます。
0:12:31	続いて 10-15 ページお願いいたします。
0:12:39	こちら大井の欄をご覧いただきたいんですけども、
0:12:44	バックフィットの
0:12:46	6月号、
0:12:48	そうですね。
0:12:49	設置許可がございまして、当時の再稼働、再稼働審査のまとめ資料からは、現在の設置許可の記載が変わっているところがございます。そちらの最新の設置許可の記載を
0:13:02	延期でございます。
0:13:04	この部分についてはですね女川は変更はないんですけども、
0:13:08	衛藤。
0:13:10	少し、
0:13:12	後の方で言いますと注の 18 ページ。
0:13:15	とかで言いますと、女川でも同様に、バックフィット有毒ガスの反映によって設置許可の変更をしておる箇所がございます。
0:13:24	そういったところについては、設置許可の記載を転記するというにしております。
0:13:31	で、いずれにしましても、大飯女川ですねこの審査実績としまして、
0:13:38	10 条の適合性のところにはですね変更をしてございません具体的に申し上げますと、
0:13:46	次の 8 ページから、
0:13:49	10 の 13 ページ、こちらの第 10 条への適合性の説明を記載してるところになるんですけども、
0:13:56	こちらについてはそのバックフィット融度ガス、
0:14:00	の審査実績としても変更は行ってございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:06	泊もですね、同様に、こちらの記載については変更を行う予定はございません。
0:14:16	で、その入力がガイドというのがですね、
0:14:22	もともと 26 条の第 3 項ですね、中央制御室の居住性に短かに関するガイドということで、
0:14:30	記載してございますので、その
0:14:33	今回のバックフィットに相当する有毒ガスの評価については、26 条側で説明させていただきたいと考えておりますので、10 条の方での説明は割愛させていただきます。
0:14:47	はい。10-16 ページですけども、
0:14:51	こちらですね、伐期刀禰 6 月というわけではないんですが、
0:14:56	記載内容として、26 条の要求に基づく設計を記載してる箇所になりますので、
0:15:03	こちらですね 26 条側で説明させていただきます。
0:15:07	この枠の中、泊の記載というのは今回最新化というか適正化を行っていないものでして、26 条側の編成で結果を踏まえて、十条側にも反映することによってさせていただきます。
0:16:08	原子炉規制庁の宮本ですけども、細かく説明する必要はもう 1 回見てるのでいいので、
0:16:15	こちらの方からの、もう確認に移りたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。はい。
0:16:23	北海道電力筒井です。かしこまりました。それではよろしく申し上げます。
0:16:51	あと規制庁宮元ですけど、それで、まず前提に確認したら、安全細かい話じゃなくてさっきちょっとは法と言われた手すりの話なんですけど、
0:16:59	事業者としては、手すりをつける方向で今検討されていると、ということなんです。
0:17:07	種田ですけども、方向としてはその通りつけるつもりでいます。ただ季節への影響とかありますので少し検討に時間かかるかなと思ってるんですねもともとついたものじゃないので、後でつけることになりますので、例えばその強度であるとか、
0:17:20	実際その入れたときに捕まったときに本当にそれで耐えられるとかということちょっと少し考えてかなきゃいけないので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:26	ここは高校でももちろんやっていきます。ただちょっと具体的にどうするかっていうところに少し時間くださいっていうそういう位置付けになってます。
0:17:34	原子炉規制庁宮です設置許可での話なので、まずつけるかつけないかっていうのははっきりしてもらって、どうつけるかっていうのは別に事業者の方で判断してもらえばいいと思うんですけど。
0:17:45	わかりましたそれではそういうふうな形でちょっと修正した上で、また資料を出させて、なので私が言ってるのは、付けるっていう方向性が決まってるなら、つけるっていう資料にしますって言っていただきたいくて、
0:17:57	今、兼田さん言われたように、どうつけるか、どういうふうなつけ方がいいのっていうのは別にそこまで我々指定するものではありませんので、それは事業者の方でよく考えてもらって、別にそれを結果を示せて言ってるつもりはなくて、まず、
0:18:11	方針として、今つけるという者の方針があるんだったらそう、そういうのを言ってくださいってこと。
0:18:20	金田ですけれども、決定しないんですよ。ただ、我々やってるのはもうつける方向で考えてますっていう、今の段階そこで、そこまでちょっと見せてください。
0:18:30	現状の内容は理解しました。
0:18:35	先に、
0:18:37	こちらの方からの指摘ということで、
0:18:42	規制庁の同じですちょっと私の方から何点か確認させてください。
0:18:46	ごめんなさい、なぜ比較表の中の9ページで、
0:18:51	ごめんなさいここちょっともう1回、確か前回も聞いていたと思うんですけどもう1回ちょっと教えていただきたいくて、
0:18:57	先ほどの説明だと、
0:19:00	盤面器具っていう形、書いてある、備考に書いてある通りタッチディスプレイの本体とハードウェアの操作機を示しますと、
0:19:07	何か場面表示っていうのはこれあれなんですかね盤面器具のうち、タッチディスプレイの中にある操作機器を示すってことなんですか。
0:19:16	すいませんなんか備考を見てた時に何か似たような言葉がずっと並んでいて結局何かこう、関係性がよくわからなくなってしまって、
0:19:26	それぞれがそのどういう関係になっているのかと、例えば面器具のうち、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:31	場面表示は場面器具のディスプレイの中にある操作器なのかとか、あとそそう先っていうのは、これも何かまた新たな単語として出てきてるんですけどその本盤面表示にあるの中にある操作器とあと、
0:19:45	はハード側っていいですか、今度、盤面器具についてるあれですかねそそう先なのかとか何かちょっとその関係性を、ちょっともう1回教えていただきたい
0:19:53	はい。北海道電力堤です。今おっしゃっていただいた認識で大体合っておると思います。
0:20:00	盤面器具というのはあくまでハードウェアとして、とそ存在するもので、盤面表示ってのは
0:20:08	今おっしゃっていただいたディスプレイのなかーに表示しているソフト的に表示しているもの。
0:20:13	を記載ございます。
0:20:15	そうですねおっしゃっていただいたタッチディスプレイの中に、
0:20:20	この画面の図があるところで、
0:20:24	示した方がいいかと思うんですけども。
0:20:26	例えば10の56ページなんかを見ていただきますと、
0:20:32	こちらの画面の中の、
0:20:36	画面の表示ですね。
0:20:39	麻生です。
0:20:41	はい。こちらの通りですね画面の中に、
0:20:45	その先ですとかそういったものを表示してございますのでこちらを盤面表示の操作機というふうに、
0:20:53	表現してございます。規制庁の佐野理解所ちょっと備考のほうを少しわかりやすく書いていただきたいのと、差異理由のところですかね。そうすると盤面器具及び盤面表示ってあれなんだっけ。坂。
0:21:06	盤面器具の中に盤面表示は入ってこないっていうのをすいませんもう1回教えていただきたくて。
0:21:14	確かセンコーの書き方だと同じ美浜とか、ここの書き方なんですって書いおっしゃってたと思うんですけど。
0:21:22	女川の書き方とは違う理由がちょっとよくわかんなくなってしまうて、はい。
0:21:28	まず
0:21:30	高浜12号美浜3号の記載は、盤面機器及び盤面表示、括弧以下は泊と同様です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:39	で、女川での
0:21:43	アナログ、アナログ型の中央制御盤ですので、基本的にはハードウェアの操作器等を使いますので盤面器具だけで、
0:21:50	こちらの記載は、事足りると。
0:21:53	一方で、泊についてはその盤面器具と言っているそのハードウェアの操作器のほかに、
0:22:00	メインの操作器としては、ディスプレイに表示するもの。
0:22:04	が、メインの操作キーになりますので、この盤面器具という記載だけですと、
0:22:10	どうしてもちょっと誤解を与えてしまうということで、盤面表示、
0:22:15	という記載を、
0:22:16	追加させていただきます。
0:22:24	規制庁です理解しました麻生私思ったら盤面器具の中に盤面表示いるんだったら、盤面器具の括弧の中に場面表示入って女川のような書き方になるのかなと思って。
0:22:34	で、ちょっと確認しただけなので、
0:22:37	ここはこれが正しいっていうのはそれを理解しました。
0:22:41	この北海道電力堤さんのこの盤面器具の中の表示装置っていうところですが、こちらあくまで表示するだけ
0:22:51	ものになりますので、ともにあそこで操作するというのが、
0:22:55	異なってますはい規制庁、理解できましたありがとうございます。
0:22:59	あと、
0:23:04	規制庁大塚です。今の部分で、
0:23:07	女川で書いてある盤面器具の中の記録系に該当するものは泊ではないんでしょうか。
0:23:14	北海道電力堤です。はい。記録系に関するものもですね。
0:23:19	盤面表示の中にございますので、この括弧の中の記載は、はい。おっしゃる通りで、傍聴者の中に載せることが可能ですので、そうさせていただきます。
0:23:30	規制庁大塚です。承知しました。
0:23:34	そうです月記載だけなんですけれども、次の10ページで、地震のところで、
0:23:40	あれですかね1パラグラフ目のところの最後に、操作器具って書いてあんですけどこれググらないところということですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:52	申し訳ございません。ワーキングのところの中央制御室及び中央制御盤は野地さんのところに最後そう先。
0:24:01	9 って書いてあるんですけどこれあれなんですかね。泊麻生さん。
0:24:04	はい。
0:24:05	はい、えーとですね北海道電力堤です。
0:24:10	書いてなかった。
0:24:13	そうですね。こちら、
0:24:17	はい。器具というのは先ほど言った通りハードウェアのことを、
0:24:23	させているんですけども、操作器具という記載をいたしますと、間野濱田ハードウェアの先笹木が入ります。あとは、
0:24:35	そのタッチディスプレイ本体の古藤もですね、そこに触れないっていうところが、
0:24:43	入ってきますので、ざっとちょっとわかりづらい記載になってしまいますちょっと
0:24:47	こちらそうですね操作器具を抜いても、具を抜いてもですね。
0:24:54	黒崎とした方が、遠い痛感としては出るかなと思いますので、
0:24:59	ちょっとそこを
0:25:00	検討させていただいてもよろしいでしょうか。規制庁さんお願いします大井の方は操作器って書いてあって、女川の方操作器具って書いてあるんですよね。それさっき私が確認させていた中の9 ページのところ何か操作器とかって何かそういう
0:25:14	記載の平仄をとってるのかなと思っていて、それで何かちょっとこれってどう、どういうあれなのかなんかいきなり操作器具ってここだけ出てきて、何のこと指してるのか。
0:25:24	わかんなくなってしまったんで確認させていただきたいということです。
0:25:32	はい。
0:25:33	ありがとうございますちょっと検討させていただいてよろしいでしょうか。
0:25:37	わかりましたと規制庁のでちょっと確認させていただきたくて次のページの10の11 ページなんですけど。
0:25:45	また書きで書いてある社内規程類ってこれって、
0:25:49	あれなんですかね、他のところ規定類とか書いてあるんですけど、保安規定とかは入らずに社内の規定だけで定める内容ってことなんですか。
0:26:08	はい。北海道電力堤です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:12	こちらはですね
0:26:17	と、
0:26:19	最終的には社内規程類として細かい内容は、
0:26:24	記載するんですけども、
0:26:27	まず、社内の規定の体系としまして一番上部にあるのが保安規定でございますので、保安規定に記載した上で、細かい内容は社内規定の方に書くという、
0:26:37	ことになるかと思います。
0:26:39	あれじゃないすかね保安規定も含めて最終的に社内規定まで体系的に整理するんだったら社内規定に限定する必要があるのかな。
0:26:48	規程類の方が正しいのかなと思ったんですけど。
0:26:55	北海道で、すみません社内を取った規定類、
0:27:01	正しいのではないかということでしょうか。
0:27:05	なるほど。
0:27:15	背弧チラー。そうですね。
0:27:18	ここをですねあえて社内というのを、
0:27:21	記載している伊藤です。
0:27:23	けれども、この内部火災という項目の中で一番、10-10 ページになります。
0:27:29	こちらの第1パラグラフふう面の中では、
0:27:34	3行目になりますけども、社内規程類ということで、
0:27:40	記載をしてございます。こちらの図、女川に記載を適正にしたものでございます。
0:27:48	その流れでこの同じバグの中で使っているものについては、この同様の社内規程類という言葉、
0:27:54	記載したものになってございます。
0:27:59	そういうことか。
0:28:06	北海道電力の石川ですけれども、これ社内での確認になるんですけどねこれ我々社内規程類って言うてる時に、保安規定も含めて社内規程類って呼んでますよね。
0:28:17	清家女川もそれはきっと一緒に、それで、女川さんは、社内ですてないうちはつけてるっていう状態なんで、合わせられるんだったら合わせ合わせたらどうですかってのが多分規制庁さん。
0:28:30	これについてんね。だから、社内来てるって言った時には、私たち、ずっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:36	はい。はい。保安規定も入ってますはい。
0:28:46	さっき地震時のところの、
0:28:49	操作器具。
0:28:51	お話があったと思います。で、
0:28:54	よく事業者でよく確認してもらいたいのは、
0:28:57	10-54 ページでいくとこれ中身はないんだけど、
0:29:03	要はワー版メイン反面器具の配列ということで、ハードとタッチパネルの方が両方ありますよと。
0:29:10	というふうに、
0:29:12	現状を踏まえれば、ここはす操作盤上の操作器具及び操作機器操作、
0:29:20	盤面表示っていうのが、
0:29:23	10-9 ページで整備した表現としては、
0:29:28	合ってるんじゃないかなと思うんですけど、先ほどそういう回答がなかったの、事業者の方で、どういうふうにその機器をまとめて、
0:29:38	元にカテゴライズした上で、整理してるかってのよく確認した上で、この記載の適正化を図ってください。お願いします。
0:29:48	北海道電力堤です。今ご指摘の箇所なんですけども、
0:29:53	まず 10-53 ページにですね、この項目の親の項目が記載してございまして、盤面器具及び盤面表示配列ということで、
0:30:04	大井と女川とは、記載を別にしてございまして。その中で、
0:30:08	10-54 ページでは、ハードウェアの部分の盤面器具の配列ということで記載してございまして、
0:30:15	前の 55 ページの方に行きますと、ソフトウェアの盤面表示の配列、
0:30:20	というのを記載させていただいているという状況でございまして。
0:30:36	かしこまりました。はい。申し訳ございません。その先、操作器具のところはこれを踏まえて検討させていただきます。
0:30:47	続けて規制庁です。続けて確認させていただきたいんですけども、
0:30:52	ちょっとこの備考の書き方でよくわからないところがあって、衛藤中の 28 ページなんですけど、
0:31:02	小中ワー
0:31:05	の運用の層位って書いてあって、泊では中央制御室の天井照明に落下防止措置を行っていること、また室内の交互通行操作防止の観点からヘルメット中央制御室内に持ち込まずって書いてあるんですけども、この女川も、
0:31:20	天井照明は落下防止措置使ってるんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:24	はい。
0:31:25	ていうとあれなんですかね女川の方はヘルメット何で持ち込んでるのかわかって思って何かちょっとその差異理由がよくわからない。
0:31:35	くて、
0:31:39	北海道電力堤です。
0:31:41	こちら差異理由としてお示しております場所は、この表の中ですね、地震の余震のところでございます。女川は、
0:31:52	運転員づくりに配布してヘルメットを速やかに装着するという記載がございまして、ここは泊ではそういうようにしてございませんでしたのでまず差異として抽出してございます。その差異理由としましては、
0:32:03	まとまりがそのヘルメットを持ち込まないとしている理由を書くべきかなと。
0:32:08	思いまして、まずおっしゃる通り、照明には落下防止措置を行っているのでまず上から物が落ちてこないと。
0:32:17	いうところと、
0:32:18	あとはヘルメットを持って入りすることですね、資金設備にぶつかってしまうという恐れもあるので、
0:32:25	持ち込まないようにしてますという、まとまりの対応。
0:32:28	この理由を記載したものでございます。ちょっと女川がなぜヘルメットを持ち込んでいるかというところまではですね、確認してございません。
0:32:36	規制庁の理解でいいですか、誰なんですか。ちょっと、わかれば教えて欲しいんですけどヘルメットはあれなんですけど基本的には度持てかない方のプラントの方が多いいんですか。
0:32:48	ちょっと実名は確認してないんですがこの記載について、ヘルメットの記載をしているのは女川だけでございます。
0:32:56	理解しました。
0:32:58	ありがとうございます。
0:33:00	あとすいません。
0:33:23	南野です。あとですねちょっと確認させていただきたくて、
0:33:28	10-29 ページなんですけど、これちょっと、
0:33:33	PとBで違うのかもちょっと教えていただきたくて、
0:33:37	中央制御室外に持たせる環境条件の対応で内部火災で過去地震起因を含むって書いてあるんですね女川も一緒に多い書いてないんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:48	女川の方は地震起因を含む多分全体的な対応を変えていて、
0:33:54	なんか泊の方で耐震性確保してるから大丈夫ですって話なんですけれども、地震起因を含むって感じで地震の話しか話してなくて、それ以外の話っていうのは特にない、ないんですか。
0:34:14	はい。北海道電力堤です。
0:34:17	内部火災の整理としましては当然地震で発生するものもあるんですけども、地震以外で発生するというものもそう。
0:34:25	内部火災の方では、
0:34:29	あんた、
0:34:31	効率必要がございます。地震の発生防止等、感知消火、影響緩和ということで、記載してございます。こちらの耐震性を欠いているところについてはその発生防止の観点で、
0:34:43	まずこちらの操作場所については、大事な建屋ですので、その地震による火災の発生というのは、
0:34:51	起きないだろうということに記載したものでございます。後程前へと、
0:34:57	あとは火災、地震以外の火災についてもですね、
0:35:02	内部火災を考える場がございますので、
0:35:05	火災の感知消火といったものも、文書の中には記載して、
0:35:10	いただきます。
0:35:13	以上です理解できました。
0:35:16	最後の早期の火災検知及び消火っていうのは別にその単独の別の方を書いてあるってことです。そうですね。はい。火災防護対策を実施していることからのところが、
0:35:27	はい。
0:35:28	その内容となります。わかりました。
0:35:32	あとすみませんちょっと最後確認させていただきたくて、
0:35:36	1010の49ページ、まず見ていただきたいんですけども、
0:35:45	中央制御室外原子炉停止操作盤があってこれ
0:35:50	中央制御室原子炉提出操作盤の停止盤の操作が必要ならないって書いてあってこれ多分Pは必要ないですと、Bは、
0:35:59	逆に使うことを書いているんですよで何かその理由なのかなと調べてみたら、中の、
0:36:06	113ページで、
0:36:09	火災、
0:36:11	の中で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:17	火災の影響で何かあった場合には、中央制御室、
0:36:22	何かこの操作を実施してるってところがちょっと薄いんですけど 88 番の、
0:36:28	上から三つのところで書いてあってこれ
0:36:31	柏崎とか藤 2 とか B プラント全部ここで条件といいますか操作が必要な現場操作の条件を書いていて、これって、
0:36:42	何で P になるとなくなるのかっていうところは、わからなくてちょっと P と B の、
0:36:48	書きぶりの違いとか、逆に言うんだったらその B で考えられるような内容はこれはあれなんですけど泊には適用しなくていいのかとかいったところをちょっと説明していただけないでしょうか。
0:37:04	はい、北海道電力、堤です。
0:37:07	はい。こちらの内部火災の増分になりまして、
0:37:13	そちらの中でもですね、まず
0:37:17	19 号線四つ。
0:37:19	出野葛西。
0:37:21	に対して、
0:37:23	中央制御盤を防護するというので、
0:37:32	内部火災の整理としましても、
0:37:34	中央制御室内での火災が発生したとしても、
0:37:38	閉、
0:37:40	中央制御盤にですね影響がないようにすると。
0:37:43	いう整理になってございます。
0:37:47	ですので、そちら 88 条側の整理と、
0:37:52	そうですね。
0:37:53	この十条で今 8 条として、この
0:37:58	中央整備が使えなくなると、中央制御から対する、退避しなければならなくなるといったことを想定しないと。
0:38:04	いうのもですね 8 条の整理等は、
0:38:07	一致しているというふうに考えてございます。
0:38:18	ちょっと教えていただきたいんですけども。
0:38:21	女川とかも別にそれは一緒でもそれでもさらに何かあった場合に使うっていうわけでもない、えーとですね女川も同じ整理だと思います大丈夫と言っている上で、
0:38:33	さらなる何か時でも大丈夫という、火災で守れると言いつつ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:40	それでも何かあったときのためにというような、
0:38:44	整理になっているというふうに認識しております。
0:38:58	木瀬規制庁のです泊は、別にそのさらなるものまでは必要としないっていうふうに考えてる。
0:39:08	はい。北海道電力堤さんはあくまでその中央制御室で火災が起こったときでもですね。
0:39:13	十条に関して言えば操作可能であるというふうに整理してございますので、
0:39:19	まずそこで
0:39:21	火災で、
0:39:23	中央から退避しなければいけなくなると。
0:39:25	いうとですねちょっとつじつまが合わなくなってしまうので、
0:39:29	この整理で、
0:39:32	妥当かなというふうに考えてございます。
0:39:36	規制庁のです種ちょっと説明の内容は理解しました。そうすると中央制御室外原子炉停止盤っていうのはこれDB上は使わないものってことなんです。
0:39:48	こちらはですね 26 条の中央制御室の要求として、
0:39:53	この事業性技術会議によって一番設置しなさいという要求がございませぬ。ただそれ一が何のために使うかっていう、明確な記載はございませぬので、
0:40:03	何かあったときのためなんですけども
0:40:06	想定されるものとしては、その火災以外にも、中央制御室占拠されるとかですね。
0:40:11	そういった場合のために、はい。
0:40:13	用意するもの。
0:40:15	でございます。規制庁の谷津承知いたしました。ありがとうございます。
0:40:21	私からは以上です。
0:40:27	今田 8 条のところの考え方っていうのはよく確認しといてください。投資用はEP版の方は、そもそも要求で火災と発生した場合においてっていうのが書いてあるので、
0:40:41	8 条で、その守ってるからいいという解釈には多分なっていないと思います。
0:40:47	まず前提としてね、その上で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:51	8条が終わってこれ80%って書いてあるんだけど、そもそも基準上、宇宙室の岩井伴の方は、
0:40:58	要は葛西曾田のの影響にできない場合に操作するっていうのが、そもそもの前提になっているので、ここでBWRは書いてるんだろうと。
0:41:11	Pのときにそれをどういう議論にしたかっていうのはちょっと私も承知してなくて申し訳ないんだけど、そうすると今現状、
0:41:18	泊としてはどういうスタンスで見なきゃいけないかっていうのをよく確認しといてもらった方がいいかなと。
0:41:24	特にちょっとEP版の方は、
0:41:28	基準要求上もともと火災等の発生においてもっていうので設置されたものであるという認識であるので、ベビー側で、
0:41:38	そうするとやっぱり必要になるんじゃないかなっていう認識は持ってるんですけど、ちょっとPでの整理を私も認識してないので、そこら辺のよく確認をした上で、
0:41:46	この記載がの必要性ってのはよく確認してください。お願いします。北電からですけれども、おっしゃる通りですね多分かさが起こる起こらないと別に火災が起こったとしても、話になって例えばテロで中央制御室当然で防ぐことが前提になってるんだけどやっぱりPは設置してますので、
0:42:05	そういう観点で、Bの方が、ちゃんと防護してるんだけどそれでも起こった時に使えますというスタンスで書いてると思うんだ。Bの方の、書いてあるね、背景を確認した上でアトピーでどうしてそうしたかっていうのもちょっと他社に確認して、
0:42:20	我々の記載をし、
0:42:23	PRの方に落ちていく方が、何となく
0:42:27	正しいような気がするねここはね、ちょっと整理させください。
0:42:44	規制庁、大塚です。では私から、
0:42:47	気づいたところを確認させていただきます。
0:42:50	今回の資料全般で言いますと構成はよくできていると感じました。まだ細かいところに関してちょっと記載が、
0:42:59	不十分なところがありましたので、
0:43:02	それはちょっと、多分北海道電力の資料作り込むレベルと、我々が資料確認するレベルがちょっと合ってなくて、
0:43:11	まずはそのレベル感を合わせるために、今日はちょっと細かいところから指摘させていただきますので、ちょっとお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:19	ページ順に、
0:43:21	進めたいと思いますけどもまず10-2ページからお願いします。
0:43:32	1-1、一行目にですね、新規制基準適合性。
0:43:37	申請を行ってって書いてあるんですけど2が抜けてますので、
0:43:42	2を追加してください。
0:43:46	はい、北海道でうつつですはいかしこまりました。
0:43:55	あと、10-5ページお願いします。
0:44:00	ここの1行目のところですね。
0:44:03	設置許可基準規則第十条の、
0:44:07	中と上の間にちょっと不要なスペースがありますのでここは削除してください。
0:44:12	ちょっとこういうところはこちら側から、
0:44:15	指摘するようなところでもないと思いますけども、ちょっと一般に交換する、公開する資料ということもあって、
0:44:23	こういうところも文章としては整えるべきかなと思いますので、確認をお願いします。
0:44:29	はい。北海道電力堤です。かしこまりました。
0:44:41	あと、次10-7ページお願いします。
0:44:48	ところの、泊の記載のところのdポツに出てくる、3行目の、
0:44:53	社内規程類についてなんですけども、
0:44:58	プラントの安全確認に努めるよう社内規程類に定めるってあるんですけど、具体的にプラントの安全確認っていうのはどういうことになるということを記載するのでしょうか。
0:45:13	はい、北海道電力堤です。
0:45:15	こちらはですね、まず身体及びプラントの安全確保ということで、運転員の安全確保とともに誤接触を防止するという観点でプラントの安全を確保すると。
0:45:26	いう記載でございます。
0:45:31	ごめんなさい。申し訳ない。もう一つはですね
0:45:34	その操作を中止してる間に、
0:45:37	操作は中止するんですけども監視は継続いたしますので、どんな事象が起きてるかっていうのを監視しながら、事情を把握すると、いうことを含めてございます。
0:45:50	規制庁大塚です。承知しました。
0:46:02	次10-13ページお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:05	この泊の記載の、青い点線で囲った部分なんですけど、ここは、実際には、
0:46:13	記載はなくて、比較のためにここに書いてるってことですよね。はい。その通りです。
0:46:20	で、第1項についての記載については、
0:46:23	大井の方にも、
0:46:25	同様な記載があるのでここに
0:46:28	再掲することはわかるんですけど第2項については、
0:46:32	同じような記載が、この第2項の、
0:46:36	説明の中に出てきているんですけど、ここでまた何か再掲する必要はあったんでしょうか。
0:46:45	北海道電力の堤です。
0:46:48	泊の
0:46:51	第2項についての記載の中で、
0:46:55	同様な記載があるということで、
0:46:57	よろしかったでしょうか同じ第2項についての記載がある。
0:47:01	なぜここで採決するのかという、
0:47:04	ご質問でよろしかったでしょうか。
0:47:18	そうですね。規制庁大塚です。10-9 ページの下のところに、
0:47:23	同じ記載がされてるんですけど、
0:47:26	同じ第2項の項目の中でまた再掲する必要あったんでしょうか。
0:47:34	はい。はい。10-9 ページの、はい。
0:47:38	下のところに泊は記載してございますはい。
0:47:40	こちらはですねちょっとすいません、説明が、
0:47:45	まだ
0:47:47	多い。
0:47:49	については、
0:47:50	ここ、
0:47:51	2しか記載がないものでして、
0:47:54	この記載の中に内容も確認しますと、
0:48:02	その識別管理ですとか、施錠管理を行うことで、誤操作を、
0:48:07	防止する設計とするというのが記載がございます。
0:48:11	で、ところ、
0:48:13	こちらをですね、まず泊としましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:19	第1項と第2項にそれぞれ識別管理っていう記載をする必要がございますので、
0:48:26	この記載を、第1項と第2項に同様なものを記載してございます。
0:48:32	で、
0:48:35	ですので大井のこの記載をですね泊としては第1項と第2項に分けたというような、
0:48:40	分けて記載したというような、
0:48:43	意味がございます。
0:48:46	比較元としてはこの大井のここを、
0:48:52	が比較する場所として、
0:48:56	泊のこの第2項について次の9ページに記載があるんですけども、
0:49:00	この記載をこの大飯と比較するためにここに持ってきているという。
0:49:05	ことと言って、
0:49:07	ございます。
0:49:09	記載の場所としてはですね。
0:49:14	第2項について、野津さんパラグラフ名ですねこちらに、
0:49:19	女川にもですね記載がございますけども、
0:49:27	この記載するのが適切な場所だと思っておりますので、
0:49:30	ここにさしております。またちょっと今、考えますと当社の女川と比較しておりましたので、
0:49:37	そういうふうに女川と比嘉青野大井と比較しておりましたので、大井と比較するために先ほどの一番最後のところに、第1項と第2項それぞれから泊は再掲してたんですけども、
0:49:48	既存の女川と比較するとですね。
0:49:51	本第1項についてと、第2項について女川にも同様な記載がございますので、
0:49:56	そこと比較するというので、逆に大井の記載を再掲載すれば、
0:50:01	比較は可能かと思っておりますので、
0:50:04	ちょっとごめんなさい説明がわかりづらくて申しわけございません10-13ページに記載してます泊の再掲については、
0:50:12	不要でして、この大井の記載を、
0:50:16	泊と、
0:50:18	女川が書いてあるところに持っていくという形で比較が可能ですのでそういう形にちょっと記載を変えさせていただきたいと思っております。
0:50:27	規制庁おつかれ承知しました。修正の方お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:40	続きまして10-15ページをお願いします。
0:50:43	あと先ほどのちょっともう、
0:50:46	コメントと同じような内容になるんですけど、
0:50:48	(2)の運転員操作に関する考慮の中で、1行目に書いてある操作器具、
0:50:57	ていうのは、
0:51:00	ハードウェアのことを指してるんでしょうか。はい。北海道電力堤です。はい、おっしゃる通りです。ここのちょっと、この差異理由には書いておったんですけども、
0:51:11	操作器具というふうに使っている場所については
0:51:17	他、
0:51:18	タッチディスプレイ、こちらもソウサソース義務には変わりませんので、ハードウェアではあるんですけども、
0:51:25	そうさせるための器具ですと、
0:51:27	ハードウェア、あとは植野漱石も、
0:51:29	そうするための器具ですということで、この操作器具という名称を使って、
0:51:35	ございました。ちょっと先ほどのご指摘も踏まえましてちょっと改めて整理させていただきたいと思います。
0:51:44	規制庁大塚です。
0:51:54	はい、北海道電力驚見です。こちらはですね。
0:51:58	盤面配置という記載がございますので、
0:52:06	ハードウェアの配置断面上のどこにどういうふうに記載されて配置するかという、
0:52:12	記載をしている箇所になりますので、
0:52:16	操作器具と書くのが適切かなというふうに考えております。
0:52:33	規制庁宮本です。ここの中を正制御盤の配置及び操作器具の半片面廃棄等についてはっていうところの実を何冊かちょっとわかんないんですけど、
0:52:46	先ほどのもともとの説明は、
0:52:49	盤面器具と盤面表示を別で整理されていると。
0:52:55	ということであれば、両方書かなきゃいけないんじゃないですかっということ、要は、
0:53:01	盤面表示っていうのを小小部個別識別で使われてるわけですね。
0:53:07	盤面器具っていうのはこれはハードも含めた表現として使われてると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:13	そうするんであれば、誤動作防止っていうのはどうするかっていうと、両方サッサしてないとおかしくなるので、そうすると両方書かなきゃいけないんだけど、それを頭でまとめられてるんだったらそういう説明をしていただければいいんだけど、
0:53:26	そうさるすると操作器具の盤面配置って言われると、
0:53:32	よくわからない表現になると。
0:53:34	それだったら盤面表示盤面配置なのかよくわかんないんだけど、
0:53:39	その部分だから、言葉を、統一感を持って使っていただかないと、場所によって表現が変わってしまうと、我々の方の適合性の判断の中で、
0:53:49	この的色彩が適切かどうかの判断がつかないってことなんでよろしくお願いします。大丈夫でしょうか。
0:53:57	はい。北海道電力の堤です。はい、承知いたしました。一応、ご説明したいと。
0:54:04	としましては、
0:54:05	10の54ページになりますけども、
0:54:10	この盤面器具の配列ということでどういうふうに盤面、リストレーンの並びですとか、HW操作器の並びですとか、そういうふうに盤面にどのように配置しているか。
0:54:22	という、記載であればハードウェアのもの、盤面器具だけ操作器具だけでも、
0:54:29	適切かなというふうに判断いたしました次第でございますただ、
0:54:33	まずソフトウェアの操作器の配置ということも含めて記載するということがあれば、操作器とするべきかなというふうに思いますので、
0:54:42	ちょっとこちらについては確認させていただきます。
0:54:50	すいません北電からですがちょっと私もなんかさ。
0:54:54	こっちやってないから、器具の中にさ、
0:54:57	その二つ入ってる場合とね器具でハードだけ入ってる場合と、
0:55:02	記でさ、何かその一つの言葉で、二つの意味を持ってるような書き方になったような気がすんだよねそれが多分駄目だっていう話を、今は、ごっちゃになってるよってことを指摘していただいていると思うんだよね。
0:55:14	だからやっぱり一つの言葉一つの意味を持つように整理した上で、ちゃんと器具機をちゃんと整理しないと駄目だよって話だと思います。
0:55:23	わかるからそこで、
0:55:30	医師、石川ですけども、北海道電力石川ですけど、例えばここは、
0:55:36	操作器具の盤面配置及び、そう、伴奏操作部大きい盤面配置及び、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:46	ディスプレイの中の操作器の配置とかそういうふうにはっきり書かないといけないんじゃないですかっていうことだと思うんですけど。
0:55:53	ここの部分について言えば、両方、
0:55:56	あのね、要はね、一番初めに、
0:55:59	その中の9ページでこうまとめましたよっていう説明があったじゃないすか。
0:56:04	盤面器具っていうのは、
0:56:06	ハードのスイッチと、要は、テレビ画面とかそういう画面だけを指してますって画面とかその、
0:56:13	機器自体を、操作性のないものを指してますと。
0:56:17	盤面表示っていうのはハードハードソフトの中の中身を指してますよっていうふうな説明をされて、まとめているので、それをそのまとめに基づいて他の表現を、
0:56:30	だから盤面例えば表示の中のきつく言うかもしれんけど、盤面入っちゃうのか。
0:56:38	どう整理して実は事業者の方で整理していただければいいんだけど、場面によって盤面器具盤面表示って書かれたり、
0:56:46	操作器具の盤面配置って書かれたり、要は表現が二つも三つもあるので、それは統一性を持って使っていただいた方が、
0:56:58	混乱を生まないかなと思うんですけど。
0:57:07	はい、北海道電力堤さんのかしこまりました。
0:57:11	統一感のある記載になるように、再度ちょっと
0:57:16	全体的に見直しをかけたいと思います。
0:57:24	規制庁大塚です。
0:57:28	先ほどの盤面器具と盤面金については、
0:57:31	多分、ここでのやりとりを知らない人が後から見た場合に、多分全然わからないと思いますので、資料見てわかるように、
0:57:41	この差異理由のところ、最初に出てくるところに、整理を書いていたとか、わかるように記載していただいた方がいいと思います。
0:57:50	はい。北海道電力堤です。かしこまりました
0:57:53	今おっしゃっていただいたのはこの比較結果を取りまとめた資料。
0:57:59	この一番最初の部分のところに書くべきだということで、はい、かしこまりました。
0:58:06	規制庁大塚です。続きまして10-15ページですね同じページの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:11	真ん中に青字で泊のところに、補修時っていうことが出てくるんですけど、
0:58:17	一方で他の箇所、補うの方の補修っていうことも出てくるんですね。
0:58:24	ここに書いてある補修と補う方の補修って、
0:58:27	きちんと使い分けっていいですか。
0:58:38	それぞれの意味に応じて使い分けているのであればいいんですけど、そこをちゃんと考えてるかどうかというちょっと確認になります。
0:59:00	ちょっと申し上げたのは、今、
0:59:02	お答えできませんので、
0:59:05	確認させていただきます
0:59:07	規制庁大塚です承知しました。ちょっと確認していただいてもし統一できてないところがあれば修正をお願いします。
0:59:21	規制庁大塚です。続いて10-17ページお願いします。
0:59:28	この、
0:59:29	真ん中辺の泊の記載の(1)中央制御盤の、
0:59:34	中の下から2行目のところの、
0:59:37	盤面器具なんですけど、幹事の方が機械の気になってますんで、はい。器の方に直してください。はい。北海道につきまして申し訳ございません。
0:59:48	清長大塚です。続きまして次のページですね、10の18ページの、
0:59:53	泊の記載の1行目なんですけど、また中央制御室の制御盤っていう記載があるんですけど、
1:00:02	センコーの記載は、この記載で書いてるんですけど、基本的に泊の記載としては、
1:00:07	中央制御室の制御盤っていう記載を、中央制御盤っていうふう直してると思うんですけど。
1:00:13	この部分直ってませんので、修正をお願いします。はい。北海道電力堤です。ご審議ありがとうございます。修正いたします。
1:00:28	規制庁大塚です。続きまして10-20ページお願いします。
1:00:35	この泊の記載の下の方の内部火災の
1:00:41	パラグラフなんですけども、2行目の、常駐する運転員によって火災感知器っていう記載があるんですけど、
1:00:50	ここには火災報知設備は入らないんでしょうか。
1:01:14	北海道電力堤です。ちょっと申し上げます。
1:01:27	規制庁大塚ですっていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:29	10-10 ページのところを見ていただくと、同じ内部火災の記載があるんですけど、ここには、
1:01:36	火災感知器及び火災報知設備ってふうになってるんですね、2行目のところですけども。
1:01:41	内部火災の2行目のところですよ。
1:01:44	一方で先ほどの10-20 ページは、
1:01:48	同じ内容を説明しているのにもかかわらず及び火災法、
1:01:53	設備っていうのが入ってないので、
1:01:57	必要であれば、一追加お願いしかりどう電力付店はいい。
1:02:01	笠間下のまず感知、
1:02:03	ていうのは火災を検知する方で放置っての多分知らせる方だと思うんですけども、放置と書く。
1:02:11	ことで問題ないかとございます。考えてございますので、
1:02:16	適切に反映いたします。
1:02:21	はい。はい。ちょっと放置
1:02:23	を得る形に修正させていただきたいと思います。
1:02:29	規制庁大塚で承知しました。あと、10-20 ページの同じ内部火災の記載の中で、
1:02:35	社内、3行目に社内規定ってところの黄色の部分。
1:02:40	の記載があるんですけど、他のところでは社内規程類、
1:02:45	という記載になっていて丸井が入ってますので、
1:02:47	もうちょっと記載の統一をお願いします。
1:02:53	はい、かしこまりました。条文内でへの記載の統一を図るようにいたします。
1:03:02	続きまして10-21 ページをお願いします。
1:03:16	真ん中辺の、
1:03:18	泊の記載の内部溢水のところなんですけど、
1:03:21	最初の記載の中央制御室内っていう記載があるんですけど、
1:03:27	10-11 ページ。
1:03:31	の同じ内部溢水の記載には、
1:03:35	中央制御室内の内が入ってないんですけど、
1:03:41	こちら統一していただいている数字。
1:03:44	はい。
1:03:45	北海道電力堤です。はい、かしこまりました。はい。ちょっと、
1:03:49	記載を全面的に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:51	こんなふうに合わせているということでこのようなことになって るんですけども、まだ
1:03:57	条文内で、同様の記載があるところにはそこは統一、社内での統一を図 るということにさせていただきます。
1:04:05	規制庁大塚です。承知しました。続きまして 10-21 ページですね同じ ページの、
1:04:11	あと下の外部電源喪失の記載の中で、
1:04:15	あと下から 2 行目のところですね、無停電運転保安灯、
1:04:20	のところなんですけど、こちらもちょっと同様に、10-12 ページ。
1:04:25	の方見ると、同じ外部電源喪失、
1:04:30	の記載に、可搬型照明が入ってますので、ここもちょっと統一をお願い します。
1:04:37	はい。北海道電力筒井です。かしこまりました。
1:04:42	規制庁大塚です。続きまして 10-22 ページですね。
1:04:47	この泊の記載の、
1:04:50	ばい煙等による中央制御室内雰囲気の
1:04:55	下なんですけど、
1:04:56	すいませんちょっとここも一緒に、あの中の 12 ページではちょっとタ イトルが微妙に違うんですけど、
1:05:02	河本逸お願いします。
1:05:06	あと加えてなんですけど、同じ記載のところで行目の、
1:05:10	外部火災により発生する燃焼ガスってあるんですけど、
1:05:15	10-12 ページには燃焼ガスが入っていないので、ここも統一お願いしま す。
1:05:23	はい、北海道電力堤です。かしこまりました。
1:05:28	はい。規制庁大塚です。続きまして 10-24 ページをお願いします。
1:05:36	この泊の記載の、
1:05:39	2 ポツ 1、概要のところですね一番上のところなんですけど、そのの、
1:05:43	次の記載で、ポツ泊 3 号機ってあるんですけど、もう基本的には 3 号 炉、黒で記載してると思うので、
1:05:52	比木取ろうのところもですね、一通り見ていただいて、
1:05:56	0 に合わせるんであれば論議修正をお願いします。
1:05:59	はい。北海道電力堤です。かしこまりました。
1:06:06	規制庁大塚です。
1:06:07	あと 10-24 ページですね同じページの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:11	泊の記載の、
1:06:13	一番下から4行目のところで、ここ規定類っていう記載があって、社内が入っていないので、この統一をお願いします。
1:06:24	はい。北海道電力堤です。かしこまりました。
1:06:28	規制庁大塚です。あと、
1:06:31	同じパラグラフで下から2行目に
1:06:35	常駐する運転員が消火器によるってあるんですけど、
1:06:40	消火器は確か2種類あって二酸化炭素と粉末があると思うんですけど、
1:06:47	ここで言ってるのは坂内。
1:06:49	の創価についての消火器ということで、
1:06:53	二酸化炭素させてもらうので、向こうちょっと具体的に記載していただいていいですか。
1:06:58	はい。北海道電力堤です。かしこまりました。
1:07:04	で、あとちょっと気になったのが、
1:07:07	二酸化炭素等粉末の消火器が並んで中操に置いてあると思うんですけど、
1:07:13	その
1:07:14	どこに、どちらの消火器を使うかっていうのは、
1:07:18	何か怪文書等で間違えないようにきちんと定められてるんでしょうか。
1:07:24	はい。はい。基本的には、北海道電力の伴坂内の消火器には、
1:07:32	坂内の消火に二酸化炭素を使うと。それ以外のところには、粉末を使うということで規定しているように記載してございます。
1:07:40	規制庁大塚です。承知しました。
1:07:51	続きまして、10-28ページをお願いします。
1:07:59	ここの泊3号機の記載で、表の中で地震のところに、
1:08:05	余震による中央制御室内、
1:08:10	設備操作性の影響っていうところがあって、
1:08:18	地震時には操作を中止すると記載してあるんですけど、
1:08:22	本震ではなくて余震時にも操作、
1:08:25	は抽出するんでしょうか。
1:08:29	それとも揺れによっては操作するようなこともあるんでしょうか。
1:08:36	はい。北海道電力堤です。基本スタンスとしては、揺れて操作ができない時にはファー無理CS操作を中止すると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:46	ということになりますそれは本震余震にかかわらずですね、具体的にすいませんどれぐらいの大きさであれば、みたいな記載はないかと思うんですけども、
1:08:55	揺れて操作ができないような状態。
1:08:58	であれば、操作を中止するという
1:09:04	方針としてはそういう方針。
1:09:07	それがまず具体的に規定林道書かれているかっていうところまではちょっと、
1:09:13	お答えできないんですけども、
1:09:15	規制庁大塚です。また庄野よりあった操作することもあるという、
1:09:20	こと。
1:09:22	すいません
1:09:27	泊からお願いできますでしょうか。
1:09:32	はい。北海道電力山川です。
1:09:36	運転操作としましては、中央制御室の実際の操作とか訓練ですと、緊急地震速報が出たときに、当直課長から安全確保するように指示がありました、
1:09:49	その間は、地震が揺れがおさまるまでは、
1:09:53	安全姿勢を確保しているがおさまった、操作開始するような訓練をしております。規程類にそこまで具体的に書いてるかと言われますと、
1:10:04	ちょっと確認は必要かなと思います以上です。
1:10:11	規制庁大塚です。承知しました。
1:10:15	そこはちょっと確認していただいて後でご説明お願いします。はい。北海道電力堤です。かしこまりました。
1:10:26	規制庁を使った後、その余震時に、
1:10:30	揺れによっては操作を行うっていうことであれば、
1:10:34	揺れてる中で操作を行うってことで、
1:10:38	手すりが有効になってくることもあるかと思しますので、その辺も含めてちょっと手すりの設置を検討してください。
1:10:47	北海道電力堤です。かしこまりました。
1:10:53	規制庁大塚です。あと、
1:10:55	10-29 ページなんですけど、ちょっと細かいところで恐縮なんですけど、
1:11:00	一番下の米印の記載のところ、
1:11:05	電磁的障害による影響は、指示、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:08	0 ってるんですけど、
1:11:10	これ各表についてる記載で、
1:11:13	中ポツ一番最初の表は中ポツなんですけど、
1:11:17	それ以降0になってますので、修正をお願いします。はい。北海道電力堤です。申し訳ございません。修正いたします。
1:11:31	規制庁大塚です。続きまして10-34ページをお願いします。
1:11:36	この泊の記載の一番上のパラグラフの上から3行目に、
1:11:42	対应手順という記載があるんですけど、ここは他の記載だと、社内規程類っていうふうになってますので、統一の方をお願いします。
1:11:51	はい。北海道電力堤です。はい、かしこまりました。
1:11:56	規制庁大塚です。あと同じページの、括弧B地震の項目で、最初の記載で、
1:12:03	中央制御室及び、
1:12:05	制御盤というふうになってて中央制御盤っていう記載を他ではしてると思いますので、中央の追加をお願いします。
1:12:13	はい、北海道電力堤です。はい、中央制御室及び中央制御盤というふうに記載を修正いたします。
1:12:20	規制庁大塚です。あと同じ業務のところで、後段に制御建屋内ってあるんですけど、
1:12:29	ここは多分泊だと別の建屋目になると思いますので、修正をお願いします。
1:12:35	はい。北海道電力堤です。はい。大変申し訳ございません。修正いたします。
1:12:41	規制庁大塚です。あと同じ括弧Bの地震のところで、真ん中辺のまた以降の記載で、
1:12:49	制御盤及び工具や可搬型照明を保管するキャビネット。
1:12:54	あとは、
1:12:55	床等に固定することによりってなってまして、ここは女川と同じ記載になってるんですけど、
1:13:01	制御盤はいいとして、向後や可搬型照明保管するキャビネットって結構具体的な記載なんですけど、泊も本当にこれだけでよろしかったですか他に固定するものとかあるんでしょうか。
1:13:18	規制庁大塚です。もし、確認していただいて、もし他にも固定してるものがあるのであれば、
1:13:25	等を追加する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:27	等を追加したり、具体的に記載していただきなりちょっと記載の検討をお願いします。
1:13:33	はい。北海道電力堤です。はい、かしこまりました。
1:13:44	規制庁大塚です。続きまして次のページ、10-35 ページをお願いします。
1:13:51	この泊の記載で、最初のところに、
1:13:55	消火器の配置図が載ってるんですけども、
1:13:59	先ほども話した通り二酸化炭素と粉末の2種類の消化器がある。
1:14:05	と思うんですけど、
1:14:07	8条、
1:14:09	内部火災の資料なんか見ると同じような図が載ってて、そちらでは二酸化炭素と粉末を、
1:14:18	粉末がわかるように、図に表記してありますので、こちらも、
1:14:22	他のまとめ資料で使っているのであればそちらの詳細な図の方に差し替えをお願いします。
1:14:29	はい。北海道電力堤です。承知しました。
1:14:37	規制庁大塚です。続きまして10-38 ページをお願いします。
1:14:44	この泊の記載の、
1:14:47	点線で囲った部分ですね照明の
1:14:50	照度を記載してる部分なんですけど、非常用、
1:14:55	照明、
1:14:57	ていうのは、
1:14:58	無停電運転保安灯とは別ですよ。
1:15:04	はい。北海道電力堤です。はい。非常用照明というのは、無理運転保安灯とは別でございます。
1:15:11	規制庁大塚です。
1:15:13	であれば、無停電運転保安灯の、ちょっと照度の方も確認したいんですけど、
1:15:19	今わかりますでしょうか。はい。無停電運転保安灯の想像はですね。
1:15:25	石器市としましてはこの非常灯のソードと、
1:15:30	同様でございます。
1:15:35	規制庁大塚ですと床面平均206数ということ。
1:15:39	はいそうですね。はい。
1:15:41	あくまで設計1と申しましたのは、実測、実際にはもうちょっと出てるであろうと思うんですけども、設計値としてあくまでこちらと同様ということでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:51	そうしましたら無停電運転保安灯についても、こちらに照度をかけるのであれば、記載をお願いします。
1:16:00	はい。北海道電力ですかしこまりました。
1:16:09	規制庁大塚です。続きまして10-59ページをお願いします。
1:16:16	こちらの泊の記載の、
1:16:19	一番上ですねCポツ、盤面表示の識別ってあるんですけど、
1:16:25	泊の場合は、盤面表示だけじゃなくて盤面器具及びっていうのが入らないでしょうか。
1:16:35	はい北海道電力Smithこちらに記載しております。内容につきましては盤面表示、
1:16:43	に関するものだけでございます。
1:16:48	識別としてですねCG系ですとか、記録系ですとかそういった
1:16:53	石仏行っているものとしては盤面表示、
1:16:58	の中だけのものになってございます。
1:17:02	規制庁大塚です。承知しました。そうすると盤面器具の識別の記載はないでしたっけ。
1:17:10	はい。北海道電力堤です。盤面器具としてついている
1:17:15	指示系っていうのもございますけども、こちらのあくまで緊急時に使うものというかですとかその限定的なものになっておりますので、
1:17:25	こちらの
1:17:27	大井翁長のような色による識別というのは行ってございません。
1:17:35	規制庁佐々です。
1:17:36	数も限られて識別する。
1:17:39	必要もないものということで、
1:17:42	承知しました。
1:17:51	と規制庁大塚です。続きまして、10-70ページをお願いします。
1:17:58	この泊の記載の真ん中辺のポツの記載なんですけど、中央制御室における、
1:18:04	操作研修タグの運用についてということなんですけど、
1:18:11	ここではソフトタグの説明をしているんですけど、
1:18:15	ハードウェアの操作機も、
1:18:21	あるので、
1:18:23	あるんですけど、ハードウェアの操作権については、何かタグ図形とかは考えてないんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:37	はい。北海道電力堤です。はい。おっしゃる通りかと思えますハードウェアの先も実際ございますので、そちらに対して、
1:18:46	タグをつけるといういうことは、
1:18:48	行うと思えます。はい。
1:18:55	ですのでこちらそうですね、中央制御室には、
1:18:59	ソフトタグ等、タグ札と両方。
1:19:04	必要に
1:19:06	なりますので、
1:19:08	どのように記載したらいいか。
1:19:11	は、ちょっと考えさせていただきたいと思えます。
1:19:15	規制庁大塚で生じました、ハードウェアのためも含まれるように記載を検討してください。
1:19:26	規制庁大塚です。私からは以上です。
1:19:30	規制庁側から他に何かありますでしょうか。
1:19:36	規制庁深山です。私の方からは、
1:19:39	これですねちょっと、
1:19:41	10の12ページ。
1:19:44	外部電源喪失時の照明の説明があるんですけど、
1:19:49	これ確認する無停電保安灯及び運転保安灯の運転保安灯は使わないですかねここ。
1:20:01	北海道電力堤です。
1:20:06	この無停電運転保安灯並びに、
1:20:09	運転法とか、
1:20:11	泊の場合つかないのかという確認ですね、他の条文や次々ある条文では、
1:20:17	2種類の
1:20:19	法案と用意してましたよね。はい。はい。
1:20:23	無停電運転保安灯と記載しておりますのは、
1:20:28	ディーゼル発電機からの給電を、
1:20:32	行う、行うもの。
1:20:34	になってございます。
1:20:36	こちら無停電運転保安灯というのはそのD A発電機からの給電がなくなった場合にも、転倒するものとして、内蔵の蓄電池を、
1:20:46	備えているものになります。こちらの記載は全交流動力電源喪失時の記載ですので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:53	こちらに運転保安灯は記載しないというかたち形になります。
1:20:59	はい、わかりました。あとは、あとちょっと細かいのはず。この関係で
1:21:15	少し、さっきハードウェアの
1:21:19	色識別はしてないと。
1:21:23	そういうことか。いや10の63とかだと、
1:21:28	間違えないようにハンドルの形状を変えたり、
1:21:32	ハンドルの医療を、常用系は、
1:21:36	黒で、
1:21:37	工学安全系は赤にしていますよとかっていう説明があるので、死別してるようにも見えるんだけど、
1:21:46	先ほどしてないと言われたのでこれ、資料の中で統一、その辺の考え方って統一されてるんでしょうか。
1:21:56	はい。こちらですねなかなかちょっと、
1:22:00	先行の資料も、
1:22:03	うまく綺麗にまとまっていないのかなと思うんですけども、こちらの角田中の59ページに書いてあります。
1:22:11	盤面器具の識別というところでは、
1:22:14	指示計ですとか、記録計ですとか、あと警報、こういったものの識別を記載してございます。一方でハードウェアの
1:22:23	操作器の
1:22:24	石部 I I
1:22:26	というか
1:22:28	高度化と言ってますけども、
1:22:31	統一化ですかね、そういったものについては、この操作性という方の、
1:22:37	項目に記載してございまして、
1:22:39	そちらの、
1:22:41	泊についても同様にですね、搜索については、
1:22:44	色分け等を行っているということでございましてちょっと資料の構成上の問題でございまして。
1:22:51	はい、規制庁ますわかりました。もう1点。
1:22:57	ちょっと、
1:23:17	中の38ページのところ、
1:23:20	これ、可能であれば、女川のように、中の2-3-3図のようなやつ、
1:23:27	通常時と通常じゃない場合、
1:23:32	その写真がつけれるかどうか検討してもらいます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:39	はい。
1:23:40	北海道電力店の写真ですねあの店。
1:23:44	ちょっと
1:23:47	それで通常照明が相当してる時の写真ですね、こちら小沼もシミュレーターの写真を添付しているようですので、同様なものをつけられないかどうかちょっと検討させていただきます。
1:23:58	はい。よろしく申し上げます。私は以上です他あれば、
1:24:08	規制庁の片桐衛藤、10-7 ページをお願いします。
1:24:16	これちょっと教えていただきたいんですけどこれポツのところに、適切な保守管理を行うとともに故障時においては補修を行うって書いてるんですけど、
1:24:26	これって章って何なるんですかね。
1:24:31	はい。北海道電力堤です。
1:24:34	こちらですね設備として、いろいろなものを重要にも用意してございますけども、その補修を担当している部署、
1:24:43	の
1:24:46	課長ですね、主管課長が、
1:24:51	何をですか。主語じゃなくて、ものの対象ですね。
1:24:57	あ、誰、誰がじゃなくて、もう何をですね、申し訳ございません。
1:25:02	はい。中脳 149 ページ一番後ろをご覧ください、
1:25:08	いきますと、
1:25:12	こちらですね
1:25:15	運用対策等としまして、体制の整備ですとか保守点検教育訓練という記載がございますこちらの、こちらの保守点検というところに記載があるものを、
1:25:26	上から 2 段目で言いますと換気空調設備ですとか、3 段目天井照明設備ですとか、そういった設備として設置しているものが対象となります。
1:25:40	規制庁唐木です。内容はわかるんですけど、ここだけ読むと、何を言ってるのか、何の故障が想定されてるのかちょっとよくわからないのでもし
1:25:50	記載が工夫できるのであればちょっと検討していただきたいと思えます。
1:25:56	はい。北海道電力堤です。もう少しわかりやすい記載に工夫したいと思います。
1:26:02	規制庁片桐清と、あと 10-41 ページをお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:09	これ先ほど何か大塚の方から似たようなコメントがあったと思うんですけど、消化器の話で、ここを二酸化炭素消火器で初期消火を行うって書いてるんですけど、
1:26:20	粉末もあって、21 ページ見る等、粉末の話も書いてあるので、
1:26:27	ちょっとここも何か他の記載と整合してないのかなと思います。
1:26:32	はい。北海道電力堤です。はい、かしこまりました。
1:26:36	で、規制庁ができた後、10-48 ページをお願いします。
1:26:42	これこれちょっと細かいんですけど、下の方で、遮断器ポツ及び盤って いう話、記載があって、
1:26:51	あまり名刺並べるときに、及びの前に店を入れないのかなっていうのが あるので、
1:26:57	ちょっとそこが気になったので修正するんであればお願いし、
1:27:02	はい、北海道電力堤です。はい、かしこまりました。
1:27:08	て規制庁から言うと、あと阿藤、これも細かいんですけど10-60 ペー ジで
1:27:13	上から10行目ぐらいに3色に色分けを行うって書いてあって、ほカー は下にも書いてあるんですけど、文章中で一応その3色列挙してあるん で、
1:27:26	合わせるのであれば、合わせたほうがいいのかと思います。
1:27:31	はい。文書中にも廃炉の記載を先行となり、あわせて記載するようにい たします。
1:27:38	規制庁の川岸でコメントじゃないんですけど、ちょっと前々から思っ て先ほどの説明来でも高浜12 美浜3 ではってというような話が結構出 きてて、
1:27:50	最新ってということで今大井と比較してるんですけど、もし事業者側で説 明がしやすいとか、規制庁側でこういうふうに見たら、
1:28:00	理解がしやすいとかいうのがあれば、例えば美浜3号とかの比 較を別に作るとか、何かそういう工夫があってもいいのかなとちょっと 思ったんで、そこは何か事業者内で、もし
1:28:14	検討するんであればお願いします。
1:28:18	はい、かしこまりましたの。
1:28:20	こちらですね。
1:28:24	1ポツの、
1:28:27	酸素設備的な相違がある部分、高浜1、
1:28:35	すいません、赤間神富山さんを参照としてる部分。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:39	んつきましてですね、それが見れ見てわかるような、
1:28:43	資料を別途用意させていただきたいというふうに思います。
1:28:50	規制庁宮尾です今の話は、別につくれって言ってるわけではないんです。
1:28:56	具体的に言うと、10-8 ページを見ていただくと、
1:29:01	これ、大井のところにわざわざ点線で青点線でこういうのが入ってますよね。
1:29:07	こういう形で、美浜の美浜からの抜粋っていうのをこの大飯の中に入れていただければ、見やすいつて言ってるだけであって、
1:29:15	何もこれ以外にもう1回宮本
1:29:20	ともに比較表をつくれって言ってるつもりはなくて、先ほど言ったように引用しているプラントがあるんだったらこの大井のところがどっかにこういう形で入れていただければ、我々は見やすいつていうところを言ってるので、そういう認識を持っていただければと。
1:29:35	はい。北海道電力設立はい、ありがとうございますイメージできましたので、はいそれさせていただきます。
1:29:44	他規制庁側からよろしい。
1:29:47	いいでしょうか。はい。
1:29:48	どうぞ。
1:29:56	規制庁大塚です。それではここで一旦休憩したいと思います。15時10分再開したいと思います。
1:30:05	規制庁大塚です。それではヒアリングの方を再開したいと思います。続きまして第11条の安全避難通路等、
1:30:12	の確認に入りたいと思います。まず事業者側の方から説明があればお願いします。
1:30:18	はい。北海道電力の三浦です。前回ヒアリングいただいたときのコメント等の回答の方をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。
1:30:30	大体10分程度でご説明したいと思いますのでよろしく申し上げます。
1:30:36	まずうですね比較表の11-22を、
1:30:41	見ていただきたいと思います。
1:30:43	こちらの方はですね、前回パワーポイントの方で、
1:30:47	電源設備につきまして

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:51	各作業場所のところの部屋の名称が書いていましたんですけども、こちらの方を受け、系統図として落とせということでしたので、こちらの方で、
1:31:03	図の方に修正いたしました。
1:31:08	続きまして比較表の11-5になるんですけども、
1:31:14	こちらの方、
1:31:17	作業照明であります運転保安灯等、無停電本当につきまして、前は、またはという書き方してるんですけども、
1:31:27	一応、運転保安灯も無停電等も非常用DGから供給されますんで、ここは及びという形に記載を統一させていただきました。
1:31:42	続きまして
1:31:45	別添一井の件で、PWRの特徴としてしっかりとし、まとめるのであれば、Bに合わせる必要はないということで、比較表の11の中に、
1:31:56	ページでございますけども、
1:31:58	こちらの方に、
1:32:01	記載してあります別添、
1:32:04	1につきまして、大井の方、女川の方の、
1:32:09	記載方法に合わせてまして、あとなおかつPWR特有の二次系での操作が入ってきますんで、そちらの方の操作内容を
1:32:19	12ページ以降に、
1:32:21	残しております。操作場所につきましては、中中央制御室。
1:32:27	いう形になっております。
1:32:32	続きまして
1:32:36	表の中、企画の11-9なんですけども、こちらの方は前回非常で時に関わる記載について、作業的か、適正化しなさいという話でしたんで、
1:32:49	こちらの方は
1:32:51	前はちょっと、
1:32:53	節Bの層位と電子とかの書き方がバラバラでしたんで、今回は統一させていただきました。
1:33:03	続きまして、
1:33:05	取りまとめの2の方なんですけども、
1:33:09	こちらの方は、前の方にあるんですけどもこちらの方で、
1:33:19	下から2段目なんですけども、
1:33:24	ページ、最初の方ですいません。
1:33:29	こちらの方は

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:34	あれですね
1:33:35	大体非常用からの
1:33:39	時間が記載の方法で、当社のは当時は30分程度と書いてましたけども、こちらの方は、時間で書けないかということで、
1:33:49	確認した結果ですけども、一応、
1:33:52	30分から2時間という書き方にさせていただきました。
1:33:56	この2時間というのが、一応、Catalogの性能、
1:34:02	違いまして、保証値として30分ですんで、30分から2時間の間、
1:34:07	検討するということになってます。
1:34:14	続きまして、可搬型照明の
1:34:18	技術的適合上の位置付け、位置付けと、あと緊対所の作業員、必要な可搬型照明ということで、
1:34:28	ありました。
1:34:29	ここにつきましては当初は
1:34:36	比較表の、
1:34:38	11-10を見てたけど、
1:34:47	11、
1:34:56	1、
1:35:00	11のうち、
1:35:02	これは先。
1:35:04	店の中ではすいません。
1:35:06	間違えました。
1:35:09	ことです。
1:35:24	11-42ページです。すいません。
1:35:28	11ページの11-42のところ別紙のところなんですけども、
1:35:33	こちらの方で
1:35:36	緊対所の方の適合につきまして一応、1号と2号につきまして適用することによって記載してましたけども今回女川の記載に合わせて、
1:35:51	緊対所の方を、
1:35:52	追加させていただきました。
1:35:55	緊対所の方の電源設備と、
1:35:59	照明の配置、あと、
1:36:01	避難通路として逃げる方向につきましては、
1:36:08	資料の11-44
1:36:10	以降に記載させていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:14	一応こちらの方からコメントに対する回答は以上です。
1:36:23	規制庁大塚です。
1:36:26	コメント回答で、
1:36:32	少々お待ちください。
1:36:37	えっと、11-6 ページで、
1:36:40	先ほど、
1:36:43	運転ファンと、
1:36:46	及び無停電運転保安灯ということで、もともとまたは記載していたところ及び直したという、
1:36:54	ご説明があったんですけど、一つ前のページで 11-5 ページのところで、
1:37:03	泊のところの上から 3 行目のところで、
1:37:07	後段の非常用高圧母線、
1:37:12	または非常用低圧母線っていう記載があるんですけど、
1:37:18	ここについては、
1:37:19	ディーゼル発電機から、
1:37:22	高圧母線を通して、変圧して低圧母線を通して、
1:37:28	照明に給電するという、
1:37:31	設計でよろしいか。
1:37:35	その設計、
1:37:37	の場合は、何かまたはって書いてしまうと、
1:37:42	何か高圧母線か。
1:37:44	低圧母線どちら。
1:37:46	どちらか一方から給電するというふうに読めてしまうので、
1:37:51	経由するんであれば、及び等の記載の方が適切なんではないでしょうか。
1:37:57	いかがでしょうか。
1:38:07	回路図でいうと 11-22 ページ。
1:38:12	下該当すると思うんですが、
1:38:44	すいません。
1:38:46	よろしいでしょうか。
1:38:48	お願いします。
1:38:50	北海道電力の安藤ですけれども、今おっしゃったようにまたはではなく及びの、
1:38:56	方が、表現としては適切ですので修正させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:01	規制庁大塚です。承知しました。修正の方をお願いします。
1:39:06	コメント回答について、他、規制庁側から何かありますでしょうか。
1:39:12	はい。対応でしたら、
1:39:15	比較表についてあと私の方からですね、上から順にちょっと確認させていただきます。
1:39:26	まず、11-5 ページをお願いします。
1:39:31	この泊の記載の、
1:39:33	上から4行目のところですね、非常用ディーゼル発電機っていう記載があるんですけど、
1:39:39	泊のディーゼル発電機の名称として、非常用がつくのたる。
1:39:44	でしょうか。
1:39:49	電力のみが是正ありません。
1:39:56	なるほど。修正いたしますはい。
1:40:03	規制庁大塚です。名称として非常用ってつくものがないのであれば、非常用消していただいて、のディーゼル発電機という表記に修正をお願いします。
1:40:14	北海道李奥村です。承知いたしました。
1:40:28	規制庁大塚です。結構。
1:40:31	資料全般にわたって非常用をつけてますので、資料を全体的に確認をお願いします。他、他の条文も含めてですけども、
1:40:39	北海道電力室です。了承いたしました。
1:40:54	規制庁大塚です。続きまして、11-8 ページをお願いします。
1:41:00	この泊の記載の一番上の緑の記載の中で、原子炉格納
1:41:07	用及びってあるんですけど、容器の木が抜けてますので、追加をお願いします。
1:41:13	あとですね、すぐ下の黄色のハッチング部分なんですけど、
1:41:18	先ほどの10条のところでも、
1:41:20	コメントしましたけど、後期になってますので、統一をお願いします。
1:41:27	奥村です。了承しました。
1:41:34	あとここも先ほどの話じゃないんですけどこの所内高圧、
1:41:39	系統または所内低圧系等よりってなってるんですけど、
1:41:43	これは及びじゃないと駄目なんじゃないかなと思うんですけど、またあと、及びで使い方大丈夫でしょうか。
1:41:54	はい。北海道電力三浦です。こちらの方も確認して、及びの方、適切な方に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:02	記載したいと思います。
1:42:04	規制庁大塚です。ちょっと似たような話で、
1:42:08	下から2番目の、
1:42:11	パラグラフのところで、
1:42:16	3行目のところですね運転保安灯及び無停電運転保安灯は、
1:42:21	非常用高圧母線または非常用母線たんですけど、
1:42:25	最後の非常用母線については、
1:42:28	高圧か低圧か。
1:42:31	どちらか限定しなくてよろしかったでしょうか。
1:42:39	こちらの方は低圧母線の文字が抜けていました。
1:42:45	等またはのところは先ほどと同じように、一緒に訂正させていただきたいと思います。
1:42:55	規制庁大塚です。承知しました。
1:43:01	11-9 ページについても、
1:43:05	最終、
1:43:08	1号機、または2号機になってますのでロッドで統一をお願いします。
1:43:14	で、1号機または2号機の記載の次のパラグラフのところで、
1:43:20	3行目のところですね。
1:43:22	または、
1:43:24	内蔵電池から給電するってあるんですけど、
1:43:28	内蔵電池について前のページでは内蔵蓄電池というふうに表記してるんですけど、ここは知久が入る形でよろしかったでしょうか。
1:43:38	それにケミラです。はい。
1:43:40	誤字でございます。ぜひ入れさせていただきます。
1:43:45	規制庁大塚です。承知しました。
1:43:48	続きまして11-12 ページをお願いします。
1:43:56	ここの泊の記載で、
1:43:59	文章の中の2行目ですね上から、
1:44:04	必要な運転員の操作並びになってるんですけど、
1:44:10	ここは並びにじゃなくて及びの方が適切かなと思うんですがいかがですか。
1:44:28	北海道電力の三浦です。及び逃げ、
1:44:32	記載を変更させていただきたいと思います。規制庁大塚です。承知しました。
1:44:38	続きまして、11-18 ページをお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:47	ここの、
1:44:48	差異理由のところの一番下の記載なんですけど、
1:44:53	女川との設備の相違ということで、泊の緊急時対策所は、運転操作に関する設備ではないため、
1:45:01	作業用照明を設置していない。
1:45:04	という記載があるんですけど、
1:45:06	これはあれですか、泊にかかわらず、PWRについては、
1:45:12	どこも一緒に、作業用照明をつけていないんでしょうか。
1:45:31	泊側で回答をお願いいたします。
1:45:37	わかんない。
1:45:38	北海道電力の安藤でございます。他のBがすべてそうになってるかどうかというのはまだ確認できておりませんので、確認いたします。
1:45:50	規制庁大塚で承知しました。ぜひ確認して、結果をちょっとご説明ください。
1:45:55	追加しました。はい。
1:45:58	続きまして
1:46:01	11-40 ページをお願いします。
1:46:06	ここの泊の記載の、
1:46:08	上の(1)の記載の中の一番最後の行ですね。
1:46:14	ここに、初動対応要員等参集要員が、
1:46:19	滞在する事務所っていう記載があるんですけど事務所って具体的にどこを指してますでしょうか。
1:46:28	井戸電力の三浦です。総合管理事務所、
1:46:32	という形で、当社社員が、
1:46:35	詰めている場所になります。
1:46:39	規制庁大塚で承知しました。事務所っていうと多分、発電所の中に他に何か事務所って売れるようなところがあるかもしれないので、
1:46:47	もし可能であれば具体的に書いた方が、わかりやすいと思いますので、記載について検討をお願いします。
1:46:56	奥村です。了承しました。
1:47:09	とですねちょっとますよね。
1:47:19	11-10 ページで、
1:47:23	(2) かな、初動対応要員及び参集員さっきの話もあったんですけど、
1:47:29	これの曜日なんてこれで正しいんですかっていうだけ確認して、多分S Aの1.0での呼び名になるんだと思うんだけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:40	そこ等と統一はとれてますかっていう。
1:47:47	北海道電力の三浦です。S江川の方とちょっとまだ確認してませんので、こちらの方、
1:47:55	確認して、
1:48:02	そこをよく確認してください。これ、それ確認したかったこれ意味がないので、
1:48:08	初動対応要員及び最終で読み方いろいろ統一性をもって、要は申請書全体っていうか審査全体がなってるので、これを中里発電所対策本部要員と住宅重大事故対応要員ってこれ、
1:48:23	1.0で明確にそれが定められた人を指しているの、それと、
1:48:29	ここで言っている、泊で行ってる初動対応要員と参集要員が今度SAの1.0での人間の誰を指してるのかっていうのと、
1:48:38	整合とれてなかったらこの表現というのは、
1:48:40	今の表現はおかしくなりますので、そこはよく確認してから記載するようにお願いします。
1:48:49	遠藤上村ですSAの方の条文の方も確認して、こちらの方を修正したいと思います。
1:48:58	はい。あとですね11-21。
1:49:02	これは表の中でですね、女川と比べていただけると、ダイエーと設置場所のところ少しちょっと
1:49:12	表に飛んでますよということですが意図わかりはするんですけど、
1:49:16	そこはしっかり書いてくださいということで、この辺は明確に記載していただいた方がいいかなと思いますので、よろしくお願ひ。大丈夫でしょうか。
1:49:28	北海道電力の室です。処理いたします。
1:49:35	はい。とりあえず私は以上です。他には。
1:49:42	規制庁の片木です1点だけなんですけど、11時11の67ページをお願いします。
1:49:52	これ黄色ハッチング泊原子力発電所って、何か修正されてますけど、ここ多分女川に引っ張られてるので、
1:50:02	そこは戻しておいてください。
1:50:09	北海道電力三浦です。承知いたしました。
1:50:15	それちょっと私言うの忘れてええと、取りまとめ資料の2番の、先ほど言われたところで、
1:50:27	これ記載は不合わされたんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:30	25分に余裕を考慮して30分ってこれを余裕って呼ぶかっていうところ があって、
1:50:37	これ記載。
1:50:38	の仕方としてこれ合ってますかっていう話で、
1:50:42	要は全交流電源。
1:50:48	した、してから、
1:50:50	G T Gと非劣性連銀から給電されるのは25分かかるってことですよ ね。
1:50:59	それに対して、
1:51:00	無停電保安灯が30分しかもたないですか。
1:51:11	それを余裕って呼んでいいかがちょっと私は、
1:51:15	疑問なんだけど、
1:51:17	今、あの後2時間ならわかるんですよ。
1:51:21	これ30分って書いたら、
1:51:23	約25分で25分の薬っていうのは±あると思うんだけど、
1:51:28	そうすると5分しか余裕がないと。
1:51:33	ここの部分ってどのように考えてこれで余裕あるって考えられてるんで したっけ。
1:51:52	北海道電力金田です確かに25分ち30分余裕という言葉はちょっと日 本語としてもちょっと適切でない気がします。
1:51:59	これものとしては、2時間まで持つものがあるんですけども、片口の 性能なので保証値の30分を変えたというふうになってますが、ちょっ とこれ社内でもう1回確認した上で、
1:52:11	余裕といえる数字例えば2時間という数字が書けるのであればそちらの 方に変更したいと思いますので、少しご検討ください。
1:52:17	はい。よろしく申し上げます。私の方は以上です。
1:52:25	規制庁大塚です。
1:52:27	申し上げます。
1:52:33	すいませんちょっと記載だけの話なんですけど
1:52:37	11の8ページのところで、
1:52:39	上段のところの方に
1:52:41	また1号機、また2号機機器はあるんですけど一所内高圧系とまたは所 内低圧系と良いて書かれてて、
1:52:52	ここは系統でいいんですかね母線って書かれてるところと、
1:52:58	次のやっぱり11-9ページのところの上から3分の1の道路に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:04	そこも1号機または2号機の所内高圧系統または、
1:53:09	除熱系とメタクラって書いてるんですけど、
1:53:13	言葉の使い方、路線と系統っていうのともう費用等重要で違うのかもわかんないんですけど、
1:53:19	ちょっとそれと全部オアになってるんで、これもこれで正しいのかどうか。
1:53:24	っていうのちょっと別に今でなくていいんですけど、
1:53:27	正しい用語の使い方とか、アンドの使い方をちょっと、
1:53:33	ほかにも散見されるんですけど確認していただければと思います。
1:53:37	北海道電力の三浦ですこちらの方は適正な方の方に記載していきたいと思います。
1:53:47	インフラですけども、多分この条文にかかわらず、また及びっていうのはどうもちょっと使い方があやしいやつが結構散見されてますので、この辺しっかりチェックしていきたいと思います。あと、記載の予防の統一ですねこれもちょっと、
1:54:00	なかなか見落としが多くて大変申し訳ございません。こちらの方も記載統一するように、資料を修正して参ります。
1:54:10	規制庁を使って承知しました。私の方をよく確認して再提出をお願いします。
1:54:15	規制庁側から他に何かありますでしょうか。
1:54:21	あと北海道電力さんから他に何かコメント等ありますでしょうか。
1:54:27	北海道電力の方は特にございません。
1:54:31	規制庁大塚です。承知しました。
1:55:12	規制庁大塚です。それではこれで本日のヒアリングを終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。